

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「オーバルは、オーバルを支え、育てる人々のために存在する」という創業時からの存在理念のもと、流体力制御という事業を通じて技術・製品・サービスに様々な創造性を付加し、多様化する社会が求める新しい価値を生み出して世の中に貢献する社会的存在であり、同時に株主様やお客様の信頼と高い評価を実現することを経営の基本方針としております。

また、当社は、コーポレートガバナンス・コードが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な経営体制の構築に必要な不可欠な重要な指針であると認識しており、コーポレートガバナンス・コードの基本原則である、1. 株主の権利の最大限の尊重と株主平等の確保、2. 株主以外のステークホルダーにも配慮した適切な協働体制の構築、3. 適時適切な情報開示と透明性の維持、4. 取締役会の最適かつ迅速な意思決定と監督機能の強化、5. 株主との積極的な対話、の5つの基本原則とそれに基づく全73原則を、誠実に遵守できるよう取り組んでまいります。

当社は、これらの経営の基本方針とコーポレートガバナンス・コードを基軸に、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、磐石な経営の組織体制を構築し、取締役会の効率的な運営と監督機能を強化し、株主・顧客・従業員・債権者・地域社会等の全ステークホルダーとのコミュニケーションを積極的に行いながら、経営の迅速性、透明性、健全性を確保するように努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10-1 取締役の指名・報酬等の重要な事項に関する独立社外取締役の関与・助言】

取締役の選任・報酬の決定に際し、現在は独立社外取締役の助言は得ておりませんが、独立役員である社外取締役3名で構成された監査等委員会において、取締役（監査等委員取締役を除く）の指名・報酬に関する審議を行うことを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、(1)業務・資本提携、(2)円滑な取引関係の維持を目的として政策保有株式（投資目的以外で保有する株式）を保有しております。これらの政策保有株式については、毎年、取締役会において、中長期的な経済合理性の観点から保有の妥当性を検証し、継続保有することとした政策保有株式については、有価証券報告書で開示しております。

2. 議決権の行使基準

政策保有株式の議決権行使については、発行会社ごとに個別に判断しており、当該議案が可決されることが当該発行会社の企業価値の向上に資するものかどうか、さらには当社にとっても相乗効果を見込めるものであるかなどを総合的に判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社取締役及び執行役員の競業取引・自己取引（利益相反取引）は、取締役会の決議事項とし、また、当該取引が行われた場合には、取締役会への報告事項としており、事前承認と事後報告の体制を整えております。

また、当社が主要株主と取引をする場合にも、取締役会の決議事項と取引後の取締役会への報告事項と規定しており、事前承認と事後報告体制を整えております。

さらに、当社の取締役及び執行役員ならびに子会社の取締役、監査役（以下「役員」という）については、当該役員と役員の二親等内の親族を対象に、四半期ごとに関連当事者間取引の実態調査を実施しており、会社や株主共同の利益を毀損することのないよう、役員の意識を高めるとともに、取締役会での事前承認を得ない取引が行われないよう管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は法令や規則に基づく情報開示に加え、以下のとおり主体的に情報開示を行っております。

(1)当社は、存在理念、経営理念、行動理念、中期経営計画を自社HPにて開示しております。

(2)当社の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」は、本報告書「1-1 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役の報酬の算定方法は、有価証券報告書にて開示しており、報酬月額については、従業員給与とのバランス、世間水準、経験等を考慮し基準を定めております。賞与については、業績、従業員賞与とのバランス、期間における評価等を考慮して総合的に決定しております。

(4)取締役会が取締役候補者の指名を行うにあたっては、培ってきた経験、知見、専門性、実績などを総合的に勘案して、適材適所の人材を候補者としております。

(5)取締役会が取締役候補者の指名を行うに際しての各候補者の指名理由については、株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲】

当社は取締役会規則において、取締役会決議事項を明確に規定しており、会社法・金商法の法定事項、上場規則の所定事項、定款所定事項、重要な業務執行に関する事項などを取締役会決議事項としております。また、取締役会決議事項以外の意思決定と業務執行については、権限統制規程において各取締役・各執行役員等に委任し、委任範囲や決裁権限を同規程において明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、本年の定時株主総会において独立社外取締役3名を選任いたしました。当社の独立社外取締役3名は、それぞれ独立した立場で取締役会に参加し、積極的に意見交換を行い、独立社外取締役としての職責を果たしてまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東証の独立性基準に加え、自社独自の基準として独立役員選任検討シートを作成し、独立性の定量基準を策定しております。また、当社における独立社外取締役の候補者選任基準につきましては、一般株主はもちろん全ステークホルダーの利益を考慮した中立的立場及び観点を

に基づいて、当社経営から独立した立場で経営への監督機能を果たすことができ、かつ、深い知識と経験等に基づいた最適かつ迅速な意思決定の遂行と当社理念に共感頂ける方を候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性・規模】

当社は、技術、財務会計、営業、製造など各分野における専門的知識と豊富な経験を有したものを取締役として選任し、取締役会全体としての知識・経験・能力の最適なバランスと多様性を確保しております。また、現在の当社の取締役会は、当社の機関形態、従業員全体人数とのバランス、業態を鑑み、最適な規模を保持しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社の社外取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて毎年開示しております。現在は、社外取締役2名が、他の上場会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社の取締役会や監査等委員会への出席に影響はなく、当社の監査業務に影響はありません。また、他の社外取締役1名は他の上場会社との兼任はありません。また、業務執行取締役については、当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておりません。業務執行取締役の当社グループ内における兼任状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書で毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、年に1回、期首に前事業年度の実効性に関する評価を行うこととしております。本年4月に、全取締役、全執行役員に対して、前事業年度の実効性評価に関するアンケートを配布し、取締役会の実効性評価・分析を行いました。配布したアンケートには、1. 取締役会資料について、2. 取締役会の議事進行、3. 事業戦略や主要なリスクについて、4. 取締役会の改善について、5. 社外取締役の方への質問、の5つの評価項目を設定し、全18問、4段階の評価基準を設け、無記名方式で実施いたしました。当社取締役会は、以下の点について改善の余地があると判断し、取締役会の実効性が向上するよう引き続き継続して取り組んでまいります。

- 取締役会の議案についての事前の検討時間の確保
- 事業戦略や主要なリスクについての取締役会での適時適切な議論と意思決定

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング】

当社は、役員就任時や法改正時など必要に応じて、外部セミナーを積極的に活用し、取締役に対するトレーニングを実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、年に1回のIR説明会を実施し、株主や投資家に対して当社現況や経営戦略の説明を行い、株主との対話の基盤となる情報開示を積極的に行っております。その上で、株主からの個別の問い合わせや機関投資家からの対話要請があった場合には、IR担当部署である経営企画室が窓口となり、経営陣幹部と経営企画室が一体となって個別に対応しております。

【参照URL】

当社HP(存在理念・経営理念・行動理念)URL: <http://www.oval.co.jp/corp/csr.html>

当社HP(有価証券報告書・株主総会招集通知・中期経営計画)URL: <http://www.oval.co.jp/ir/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	1,900,000	7.25
東京計器株式会社	1,309,000	5.00
轟産業株式会社	1,091,312	4.16
日本生命保険相互会社	691,200	2.64
横河電機株式会社	512,640	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	479,800	1.83
株式会社みずほ銀行	450,000	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	422,000	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	383,700	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	365,400	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

当社は自己株式を3,775,793株保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤 利明	他の会社の出身者								△			
加瀬 豊	公認会計士											
長野 和郎	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 利明	○	○	近藤利明氏は、当社の借入先であり株主でもある明治安田生命保険相互会社の出身であります。 当社の明治安田生命保険相互会社からの借入金額は総資産に対して僅少であり、主要な取引先には該当いたしません。また、明治安田生命保険相互会社の当社株式保有比率は10%未満であり、主要株主には該当いたしません。 また、同氏は明治安田生命保険相互会社(最終役職 理事・岩手南支社長)を平成22年3月をもって退任しております。	近藤利明氏は、金融機関での豊かな営業経験と金融に関する深い造詣を有し、当社経営の意思決定過程において的確な指摘で当社経営に貢献しております。また、企業経営者としての経験と見識も高く、社外取締役として適任であると判断し、選任しております。 左記の理由により、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
				加瀬豊氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、当社経営の意思決定過程において的確な判断と指摘で当社経営に貢献し

加瀬 豊	○	○	——	ております。また、これまで社外取締役として中立・公平な立場で当社経営を監督しており、社外取締役として適任であると判断し、選任しております。また、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
長野 和郎	○	○	長野和郎氏は、当社の借入先であり株主でもある株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の出身であり、また、当社の取引先である日油株式会社取締役兼常務執行役員（平成28年6月29日退任）でありました。 当社のみずほ銀行からの借入額は総資産に対して僅少であり、主要な取引先には該当いたしません。またみずほ銀行の当社株式保有比率は10%未満であり、主要株主には該当いたしません。 また、同氏は株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）を平成17年9月をもって退任しております。 当社と日油株式会社との間には、当社製品の取引関係がありますが、年間の取引額は売上高に対して僅少であり、主要な取引先には該当いたしません。 また、同氏は、平成28年6月29日開催の日油株式会社の定時株主総会の終結のときをもって、日油株式会社の取締役兼常務執行役員を退任いたしました。	長野和郎氏は、金融機関での豊かな営業経験と金融に関する深い造詣ならびに国際経験を有しております。また金融機関や製造業における企業経営者としての経験や見識も高く、社外取締役として適任であると判断し、選任しております。 左記の理由により、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の補助スタッフとして事務局を設置しております。監査等委員会の補助業務については、監査等委員会の指示にのみ従い、業務執行取締役からの独立性を保障しております。また監査等委員会の事務局の人事については、業務執行取締役と監査等委員会が意見交換をすることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、2名で構成される監査室にて実施し、業務活動全般に関する監視と改善に向けた活動を、監査等委員会監査、会計監査人監査と連携しながら行っております。

また、主要な会議、委員会には監査等委員及び監査室の担当者が出席してモニタリングをすると共に、必要な情報収集を行っております。尚、法律上の判断を必要とする場合には顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。

監査等委員は、取締役会及び主要な会議等へ出席し、各事業部門へのヒアリング等を通じた経営状況の把握、取締役・執行役員の経営判断及び業務執行について適法性の観点から厳正な監査を行っております。また、会計監査人との定期会合は年4回開催され監査計画の概要、監査実施状況を相互に確認するとともに、会計監査人の監査日には適宜情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立性基準を満たす社外取締役3名全員を独立役員として届出しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、月額役員報酬の一定割合を自社株式の株式累積投資に拠出することで、インセンティブの一つとして活用しております。また役員賞与は業績に応じて支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

①監査等設置会社移行前(平成28年4月1日から第94期定時株主総会(平成28年6月28日)終結のときまで)
取締役5名 13,860千円
(うち社外取締役1名 1,530千円)

②監査等委員会設置会社移行後(第94期定時株主総会(平成28年6月28日)終結のときから平成29年3月31日まで)
取締役4名(監査等委員を除く。) 47,699千円
取締役(監査等委員)3名 17,460千円
監査等委員取締役3名は全員社外取締役であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の算定方法は、報酬月額について、従業員に対する給与とのバランス、世間水準、経験等を考慮するという方針に基づいて基準を定めております。また、定額の月額報酬の一部を、自社株式の取得を推進するために、株式累積投資に拠出しております。役員退職慰労金については廃止し、平成18年7月以降新規の引当金計上は行っておりません。従いまして、当社の当事業年度末の役員退職慰労金残高は、現任取締役が平成18年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。役員賞与については、業績、従業員に対する賞与とのバランス、期間における評価等を考慮して総合的に判断することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

1. 当社は、事業年度の開始前に取締役会の開催日程を年間スケジュールの中で定め、全社外取締役が出席できる日程を事前に確保しております。
2. 社外取締役に対して、取締役会資料やその他会議資料の事前配布を行っており、取締役会開催前に十分な情報が提供されるよう取締役会を運営しております。
3. 社外取締役が必要とする情報の入手・提供については、取締役会事務局として経営企画室が中心となり、支援体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行に係る事項

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名と監査等委員である取締役3名で構成されております。取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じ臨時に開催しており、取締役会では、会社法・金商法の法定事項、上場規則や定款の所定事項、重要な業務執行に関する事項(事業再編、資金計画、投融資など)を取締役会決議事項として審議・決議しております。また、各取締役は業務執行の進捗報告をし、取締役会全体で経営計画の進捗状況の確認と経営戦略についての建設的な議論を行っております。

(2) 経営会議

監査等委員会設置会社移行後、取締役会決議事項を事前に審議するために、新たに経営会議を設けました。月に1回定時に経営会議を開催

し、重要な業務執行に関する事項について事前の審議の充実を図っております。

(3) 執行役員制度

当社は執行役員制度を設け、現在5名の執行役員（取締役兼務者を除く）がおります。また、権限統制規程において、各取締役・各執行役員への委任範囲や決裁権限を明確に定め、意思決定と業務執行の迅速性を確保しております。

2. 監査・監督に係る事項

(1) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、監査等委員である社外取締役3名全員は、独立役員であります。社外取締役3名は、それぞれの豊富な経験と専門性に基づき、取締役会で忌憚のない意見を述べ、独立した立場で経営の意思決定に参加しております。また、監査等委員会の監査の実効性を確保するために、社外取締役1名を常勤の監査等委員とし、監査等委員会に補助スタッフとして事務局を設け、これまで以上に監査室との連携体制を強化しております。監査室における監査結果については、取締役や監査等委員会に適宜報告がされております。

(2) 会計監査人

当社の会計監査人は、至誠清新監査法人であります。当社では、会計監査人と事前協議の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保し、会計監査人の監査の実効性を確保するとともに、当社と会計監査人は十分な連携体制を構築しております。会計監査や四半期レビューの報告を通して、会計監査人は監査等委員会へ監査結果報告をするとともに、経理グループおよび経営企画室に四半期に一度、会計監査結果報告を行います。また、定期的に会計監査人と代表取締役との面談の機会を設けて、会計監査人から要請があれば、その都度代表取締役が面談に応じることとしております。

(3) コンプライアンス委員会

当社は、内部通報制度の一環としてコンプライアンス相談・通報窓口を設置しており、子会社を含めた当企業グループ全体において不正または問題があった場合には、子会社を含めた全従業員が窓口に通報できる制度を導入しております。通報があった場合には、コンプライアンス委員会を通じて解決を図り、不正行為防止のための討議・解決を行っております。コンプライアンス委員会の構成メンバーに管理部担当取締役・管理部担当執行役員・監査等委員がおり、内部通報制度の運用状況を監督し、必要に応じて、取締役会に報告しております。

3. その他

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役3名との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員である取締役が取締役会において議決権を持つことで、取締役会における監視・監督の強化を図り、また、社外取締役3名（うち常勤社外取締役1名）で構成される監査等委員会による監査の実効性を確保するために、監査等委員会に事務局としてスタッフを配置し、監査の実効性を確実なものとするとともに、これまで以上に監査室との連携体制を強化しております。また、執行役員制度を採用し、業務執行の迅速性を確保しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期の発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より1日早めて開催しております。
その他	当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報は、的確に情報提供すべきと考えております。株主総会招集通知は法定期限より早期に発送し、東京証券取引所のHPや自社のHPにおいても発送日前に情報開示しております。 当社は、株主総会が経営の最高意思決定機関であり、また株主との対話の場でもあることを認識し、より多くの株主が出席できるよう株主総会開催日を決定しております。また株主総会に出席できない株主へも配慮し、議決権の事前行使が適切に行えるよう株主総会招集通知の早期発送に努めております。今後もより一層、株主に配慮した総会運営に努めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回のアナリスト向けのIR説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知、決議通知、事業報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境貢献商品の創出、資源の有効利用、環境保護の推進」を環境対策の基本理念とし、真に豊かな環境との調和に取り組むと共に、中長期的な目標管理やリスク等に対する予防策を講じて積極的な活動を推進しています。これら全ての取組みについては、環境報告書等を作成し、当社HPで開示しております。 【参照URL】 当社HP(環境への取組み)URL:http://www.oval.co.jp/corp/kankyo.html
その他	連結子会社を含めた全従業員628名のうち、役員を含めた女性管理職は8名となっております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について決定しております。その概要と整備の状況は以下の通りです。

1. 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会規則及び文書取扱保管規程等に基づき、取締役会の決議事項及び報告事項を議事録へ記載及び保存、また、稟議規程に基づき稟議決裁書の保存及び管理を行い、常に取締役の業務執行に係る情報及び執行過程を検証しております。また、主要な会議・委員会の議事録は電磁的媒体により経営企画室に保管され、取締役および監査等委員会は、経営企画室長に申し出ていつでも閲覧することができます。

2. 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

(1). 各部門において、年に一度潜在化している重要なリスクの抽出を行い、新たに抽出されたリスクに対する防止策を構築しております。また、現在把握しているリスクに対するマネジメントが有効かどうか、適宜検討しております。

(2). 秘密情報管理規程等に従い、企業秘密の管理を徹底しております。また、秘密情報にアクセスできる従業員を制限し、必要最小限とするよう徹底しております。

(3). 定期的に従業員に対し、リスクマネジメントに関する教育及び研修を実施しております。

(4). 監査室による内部監査において、各部署におけるリスクマネジメントが十分に行われているか必要に応じて監査しております。

3. 「当社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われ、かつ法令及び定款に適合することを確保するための体制」

(1). 会社は毎年経営に関し「業務指針」と「品質方針」を示し、それらに基づいて各部門部長は「部門運営方針」を制定し、更にそれらに基づいて各部署の課長は「部署別業務目標」を定め、中期経営計画の達成に向けた戦略を実行しております。

(2). 月1回以上取締役会を開催し、決議事項に関する討議、業務執行状況の報告を受けることで、取締役会及び取締役の他の取締役に対する監視を機能させております。

(3). 業務分掌に従い、各部門の分掌に従った業務を責任をもって効率よく遂行しております。

(4). 権限統制規程に従い、取締役、執行役員、部門部長、部次長及び課長の権限の範囲を明確にし、当該権限を逸脱しない業務遂行及び同規程に基づく権限委譲による効率よい業務遂行を行っております。

(5). 「オーバール行動指針」に明記された行動理念、ア.公共性、社会性 イ.社会的責任 ウ.環境保護 エ.公正取引の実施、取引法令の遵守に沿って全取締役、全従業員は行動し、具体的な規範として定めた「オーバール行動指針ハンドブック」を参考にして、業務の中で自然に責任ある行動を取る環境を醸成しております。

(6). 稟議規程及び文書取扱保管規程に従い、従業員の業務遂行に関しても、業務遂行に係る情報及び遂行過程を検証できるようにしております。

(7). 独立性を保った監査を実施するために監査室を設置し、監査室による内部監査において、各部署における業務の効率性と法令遵守が十分に図られているか必要に応じて監査しております。

(8). コンプライアンス相談・通報制度により、万一社内不正又は問題があった場合、従業員の地位を保障し、通報を促すことにより、正確な情報を収集して管理担当取締役へ伝達し、その情報を基に対策を講じております。

(9). 反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては、人事総務グループが総括部署となり、所轄の警察署や顧問弁護士との連携を取りながら、毅然とした態度で対応しております。

(10). 財務報告の適正性・信頼性を確保する体制を構築し、定期的に見直しを行い、最適化を図っております。

4. 「当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

(1). 子会社に派遣された取締役及び監査役からの報告ないし当社監査室の監査報告により、当社取締役及び監査等委員会は子会社の取締役の業務執行を監視・監督しております。さらに当社監査等委員会は必要に応じて直接子会社監査を行い、当社子会社管理体制及び企業集団の内部統制システムが適正に構築・運用されている状況を監視・監督しております。

(2). 当社は子会社の損失の危険の管理及び経営の効率化を図るために、関係会社の経営管理運営規程を設けており、子会社における重要事項の実施については当社経営企画室の事前承認を、更に重要度の高い事項の実施については当社取締役会の事前承認を得ることを遵守させております。また、報告事項として、中期計画計画の策定や取締役会での審議事項、月次・四半期・年次決算の報告など、子会社の経営や営業に係る重要事項の報告を確実に行わせております。万が一、重大なクレームや災害に起因する損害など業務上の重大な損害が仮に生じた場合は、当社への報告を徹底させる体制を整えております。

(3). 当社の監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が図られているか必要に応じて監査を行っております。

5. 「監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項」

監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会にスタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査等委員会が意見交換を行っております。また、上記スタッフは、監査等委員会の指示にのみ従い監査等委員会監査の補助を行う義務を負うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立を保障しております。

6. 「監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

(1). 監査等委員会と代表取締役社長が定期的に会合を持ち、取締役の業務執行の状況、その他会社の状況について率直に意見交換を行っております。

(2). 監査等委員会は、取締役会等の重要な会議に出席し、議事の経過及び結果を監査し、また、当社は監査等委員会から出席要求のあった会議には出席の便宜を図っております。

(3). 監査等委員会は、必要の都度、対象部署に出向き、取締役及び従業員に照会するなどにより、会社の状況の確認、問題点の抽出、改善勧告を行い、また、監査等委員会の監査に取締役及び従業員は協力しております。

(4). 当社の監査等委員会は子会社に派遣された監査役と年に2回の意見交換を実施し、当社及び子会社の監査が実効的に行われる体制を確保しております。

(5). 当社及び子会社の取締役及び従業員は、会社及び関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを直ちに監査等委員会に報告し、また、監査等委員会に報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保しております。

(6). 当社はコンプライアンス相談・通報窓口を設置しており、当社及び子会社に不正又は問題があった場合には、当社従業員、子会社取締役、同監査役及び同従業員が、当社に対して通報する制度を導入しており、当社はコンプライアンス委員会を通じて当該事案の解決を行うほか、不正行為の防止策についても討議を行っており、同委員会には監査等委員も委員として参加しております。また、上記の通報を行った者が、不利な取扱いを受けないことを保障し、相談・通報制度の実効性を確保しております。

(7). 監査等委員会は、監査室と連携し、必要に応じて監査の共同実施、情報の共有化を図っております。

(8). 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用及び債務の当社負担額について、監査等委員の請求等に従い円滑に処理し得る体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」において反社会的勢力との絶縁を掲げるとともに、「オーバル行動指針（倫理規程）」を示すことで、全社員に周知徹底を図っております。

取引先については当該企業および代表者について「G-Search」を用いた社内調査を行い、過去10年の新聞から反社会的勢力と関わりのある記事を検索しております。その結果、関連記事が検索された場合は専門の調査会社に対してさらに詳細な調査を依頼し、現在においても反社会的勢力との関わりが続いている場合は取引中止としております。

これらの調査により、当社は反社会的勢力と無縁であることを確認しております。また、契約書を締結する際に「暴排条項」を盛り込み、法務面においても留意しております。

さらに、所轄警察署（戸塚警察署）および社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の相談窓口との連携を強化することで、万一の事態に備えております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示の体制の概要

1. 適時開示の担当部署

当社は、社内規程である内部者取引管理及び適時開示規程に従って、適時開示すべき情報を経営企画室が集約・管理しております。

2. 適時開示に係る社内体制

適時開示体制の概要

内部情報が発生した場合には、経営企画室は、その重要性及び適時開示の必要性を検討し、代表取締役社長若しくは取締役会の適時開示の決裁を得て適時開示の実施を指示します。

